

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

P 編

海洋構造物等

鋼船規則 P 編

鋼船規則検査要領 P 編

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 規則 第 29 号／達 第 19 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2019 年 5 月 22 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

P 編

海洋構造物等

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 規則 第 29 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2019 年 5 月 22 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

1 章 通則

1.2 定義

1.2.16 を次のように改める。

1.2.16 危険場所

-1. 危険場所とは、引火又は爆発しやすい物質が置かれる場所及びこれらから発生するガス又は蒸気が浸入して火災及び爆発性混合気を生じるおそれのある区画又は区域をいう。

-2. ~~海底資源掘削船にあっては、~~おける危険場所には、掘削作業で生じる可燃性の雰囲気気を原因とする火災又は爆発の危険があるすべての場所が含まれる。ただし、当該危険場所における機関及び電気機器の使用に対し適切な考慮が払われる場合はこの限りでない。また、当該危険場所を危険雰囲気の存在する時間と頻度に応じて、次の(1)から(3)に分類する。

(1) 0 種危険場所

爆発性のガス・空気混合気が持続して、又は、長期間存在する場所をいう。

(2) 1 種危険場所

通常の状態で、爆発性のガス・空気混合気が発生するおそれのある場所をいう。

(3) 2 種危険場所

通常の状態では爆発性のガス・空気混合気が発生することがないか、又は、発生しても存在時間がごく短い場所をいう。

1.2.35 及び 1.2.36 として次の 2 条を加える。

1.2.35 「H」級仕切り*

「「H」級仕切り」とは、R 編 3.2.2 の規定にいう「A」級仕切りの要件と同一の要件に適合するものをいう。ただし、R 編 3.2.23 に規定される火災試験方法コードに基づく試験においては、本会が適当と認める国家規格又は国際規格により規定される、炭化水素火災用の炉内温度制御曲線を用いて試験されること。

1.2.36 「2009 MODU コード」

「2009 MODU コード」とは、IMO の総会が決議 A.1023(26)として採択した移動式海底資源掘削船の構造及び設備に関する規則をいい、その後の改正を含む。

11 章 機関

11.2 海底資源掘削船

11.2.3 を次のように改める。

11.2.3 安全装置

-1. 爆発の危険性が危険場所の外部に拡がるような例外的な非常事態を考慮して、次の(1)から(5)に掲げる装置を独立に停止又は遮断できる手段を設けなければならない。

- (1) 通風装置(電力供給用原動機に必要な燃焼用空気を供給するためのファンを除く。)
- (2) 2種危険場所及び安全場所に設けられるすべての電気機器。ただし、電気機器の形式が1種危険場所に設置することができるものにあつては、この限りでない。
- (3) 主発電機用原動機及びこれらの通風装置
- (4) 非常用電気機器。ただし、-2.の規定により非常停止後も操作できる必要がある機器を除く。
- (5) 非常発電機用原動機

-2. 自動船位保持設備を使用する船舶の場合、当該設備の運転を継続するために必要な機関及び機器の停止又は遮断は、ウエルの健全性にかかわる運転制御を継続する機能及び船位保持機能を維持するように設計された停止ロジックシステムにより作動するものとしなければならない。また、自動船位保持設備の運転に必要な発電機及び関連する電力供給のための機器の停止は、位置保持を継続した状態でガス検知警報に応答できるよう、独立したグループに分けて行われなければならない。

-3. 前-1.により設けられる停止手段は、掘削制御盤付近及び危険場所の外の通常人がいる適当な場所から操作できるものでなければならない。

-4. 前-1.により設けられる停止手段は、停止装置の故障により引起こされる予期しない停止の危険性又は停止の不良操作による危険性をなくすように設計されたものでなければならない。

~~-5.~~ 少なくとも次の(1)から(5)に掲げる機器は前-1.に掲げるすべての装置が非常停止された後も操作できなければならない。閉鎖場所以外に設置されるこれらの機器は2種危険場所に設置されるものとして適当なものでなければならない。閉鎖場所に設置されるこれらの機器は、本会が認めるもので、目的とする使用に適当なものでなければならない。

- (1) 12.2.3-3.(1)から(4)で要求される非常照明を30分間
- (2) 噴出防止制御装置
- (3) 一般警報装置
- (4) 船内放送装置
- (5) 電池より給電される無線通信装置

~~-5.~~ 警報装置

- (1) マッドピット液面の重大な増加及び減少を示すための可視可聴警報を、掘削作業制御場所及びマッドピット付近に設けなければならない。ただし、本会が適当と認めた場合には、他の方法に代えることができる。
- (2) 通風装置に対する警報装置については、13.1.4の規定による。

14 章 防火構造及び脱出設備

14.2 海底資源掘削船

14.2.2 を次のように改める。

14.2.2 防火構造*

-1. 隔壁及び甲板は、当該隔壁又は甲板の隣接する場所に応じて、それぞれ表 P14.1 及び表 P14.2 に定める仕切りでなければならない。なお、居住区域を支持する全ての張り出し甲板を含み、居住区域のある上部構造及び甲板室の外部境界は、ロータリーテーブルに面し、かつ、その中心から 30 m 以内の全範囲において、「~~AH~~-60」級で建造されなければならない。ただし、移動式サブストラクチャを有する船舶については、30 m の距離はサブストラクチャが最も居住区域に近い位置で掘削するとして測らなければならない。

(-2.から-7.は省略)

-8. 居住区域、業務区域~~及び~~、1.2.15 に定義する制御場所（ただし、非常動力源の置かれる場所を除く。以下、本 14.2 において同じ。）並びに重要な機器及び設備の設置される区域は、次の(1)から(13)の規定によらなければならない。

- (1) 居住区域、業務区域~~及び~~、制御場所並びに重要な機器及び設備の設置される区域は、原則として危険場所と隣接させてはならないが、やむを得ず危険場所と隣接させる場合は、危険場所との仕切りである隔壁及び甲板が防火及び爆風の危険に対して有効であることを本会が適当と認める国家規格又は国際規格に基づく工学的解析によって確認しなければならない。これらの場所が 100 kW/m^2 を超える輻射熱流束に晒されるおそれがある場合、隔壁及び甲板は少なくとも「H-60」級で建造されなければならない。

(以下省略)

表 P14.1 及び表 P14.2 の備考を次のように改める。

表 P14.1 隣接区域を分離する隔壁

(省略)

表 P14.2 隣接区域を分離する甲板

(省略)

(備考)

1. (省略)

2. 表中 a から ~~de~~, *及び-は以下による。

(a から d は省略)

e 境界に対する追加の措置は、14.2.2-8.(1)に従って工学的解析を行い、検証をし評価されなければならない。また、
いかなる場合であっても、表中に規定される等級以上としなければならない。

(以下省略)

14.2.3 脱出設備

-5.を次のように改める。

-5. ~~上部構造物及び甲板室の配置に際しては、掘削用甲板の火災の際、少なくとも 1 系統の乗艇場所及び救命艇に至る脱出設備が火災による輻射熱を、掘削用甲板からの 2.5 kW/m^2 を越える輻射熱流束から可能な限り防護されるよう考慮に配置しなければならない。~~

15 章 消火設備

15.2 海底資源掘削船

15.2.6 を次のように改める。

15.2.6 居住区域、業務区域及び作業区域の消火設備

-1. 持運び式消火器

(省略)

-2. 掘削用甲板及び坑井試験を行う場所に対する固定式消火装置

(1) 掘削場所及び坑井試験を行う場所には、次の(a)又は(b)に従って、掘削用甲板及び当該甲板の関連設備（非常遮断装置、重要構造部材、防火隔壁）並びに坑井試験を行う場所を保護する固定式消火装置を備えなければならない。

(a) 掘削場所には、最小放水率が毎分 20.4 l/m^2 以上である固定式加圧水噴霧装置を備えなければならない。当該装置は、保護される区画の外部に設置された起動場所から手動で起動可能な設計としなければならない。また、当該装置の操作に必要なすべての遮断弁も、保護される区画の外部に設置しなければならない。ただし、本会が認める場合に限り、自動起動が認められる。加えて、当該装置への給水は、主消火ポンプから規定の流量及び圧力で同時に消火主管及び当該装置へ給水が可能であれば、当該ポンプから給水を行うものとして差し支えない。

(b) 掘削場所及び坑井試験を行う場所には、少なくとも2つの射水及び噴霧用両用消火モニターを備えなければならない。当該モニターは、遠隔操作又は局所操作されるものとし、各モニターの最小容量は $100 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上とは 1 MPa の圧力において毎分 $1,900 \text{ l}$ 以上の放出が可能なものとしなければならない。これらのモニターは、広く分散して配置し、全ての場所及び設備に到達できるものとしなければならない。また、局所操作されるモニターにあつては、保護される区画の内部の接近可能な保護された場所に配置しなければならない。

(2) 固定式消火装置のノズル、管、取付け物及び関連部品は、 925°C の高温に耐えるように設計しなければならない。

-3. 泥水処理を行う場所に対する固定式泡消火装置

~~(2) 泥水処理を行う場所には、適切な固定式泡消火装置を備えなければならない。~~ 当該装置は、泡溶液を毎分 6.5 l/m^2 （水成膜泡消火主剤又はフッ化蛋白泡消火主剤の場合、毎分 4.1 l/m^2 ）以上で15分間供給できるものとしなければならない。ただし、閉囲された泥水処理を行う場所については、固定式ガス消火装置を備えることで差し支えない。

18 章 作業に関する規定

18.1 オペレーションマニュアル

18.1.1 を次のように改める。

18.1.1 一般

- 1. 船舶には本会の承認を受けたオペレーションマニュアルを備えなければならない。オペレーションマニュアルは、通常及び非常時における要領を含むものとし、18.2.2 及び、18.2.3 及び 18.2.4-1.の事項を含まなければならない。
- 2. オペレーションマニュアルには、船舶に関する一般的な情報に加えて、人員及び船舶の安全上重要な作業に対する要領及び作業手順を含めなければならない。
- 3. オペレーションマニュアルは、簡潔で理解し易いものとしなければならない。
- 4. オペレーションマニュアルには目次、索引を設け、追加の詳細資料と相互参照が可能なものとしなければならない。
- 5. 船舶の効率的な運航及び保守のために、必要に応じて、オペレーションマニュアルを補足する図面及び製品マニュアル等のより詳細な資料を用意しなければならない。また、資料は、容易に近接可能な場所に備えなければならない。
- 6. 前-5.により、製品マニュアルを備える場合、製品マニュアルに記載されている事項については、オペレーションマニュアルに含むことを要しない。
- 7. 船舶の安全運航に必要な作業及び保守に関する要領書並びに機関及び艀装に関する図面は、それらの情報を必要とするすべての乗組員に理解できる言語で記載しなければならない。
- 8. 船舶には、閉囲区画に入るための手順書であって、IMO の勧告が考慮されたものを備えなければならない。

18.2 作業要件

18.2.11 緊急時の手続き

-1.を次のように改める。

-1. 責任者

- (1) 緊急の際に船上のすべての人員に対して責任を負う乗組員を明確に決めておかなければならない。当該乗組員は、船主、船舶管理者、オペレータ等であって、当該乗組員の雇用若しくは就労に責任を有する者の指名によって決定されなければならない。
- (2) 責任者は、船舶の特徴、能力及び制限についてよく理解し、緊急時の体制及び対応、非常訓練の実施及び訓練記録の保管に対して責任を負うことを十分認識しなければならない。
- (3) 船長が割当てられた船舶の場合は、常に船長を責任者としなければならない。

18.2.14 を次のように改める。

18.2.14 操練*

-1. 退船操練及び防火操練は、週 1 回実施しなければならない。海上漂流者回収の操練は、少なくとも 3 ヶ月に 1 回実施しなければならない。すべての乗組員が、少なくとも 1 ヶ月に 1 回操練に参加しなければならない。前月の操練に乗組員の 25 %以上が参加していない場合、乗組員の交代後 24 時間以内に操練を実施しなければならない。主管庁は、当該操練の実施が困難な船舶に対し、他の措置を認めることがある。

-2. 操練及び演習は、IMO の勧告によらなければならない。

-3. 次回の操練では、前-2.に従い、出来る限り別の救命艇を降下させなければならない。

-4. 操練は、出来る限り、実際の事態を想定して行わなければならない、少なくとも次の(1)及び(2)を実施しなければならない。

(1) 救命設備の作動及び使用。

(2) 自由降下式救命艇を除き、少なくとも 1 艇について、救命艇エンジンの始動及び救命艇の降下。可能であれば、少なくとも 3 ヶ月に 1 回、担当者が乗船して進水し、操船しなければならない。

(3) 前(2)の進水及び操船に関する規定に代えて、本会が適当と認めるガイドラインに従った手段又は主管庁が認めるその他同等の手段を実施してもよい。

-5. ダビット進水式の救命いかだを用いた操練については、次の(1)から(3)によらなければならない。

(1) ダビット進水式の救命いかだは、少なくとも 3 ヶ月に 1 回、退船操練の際に降下させなければならない。実行可能な場合は、救命いかだを膨張させても差し支えない。ここで使用する救命いかだは、訓練専用のものとしことができ、この場合には当該救命いかだに乗艇してはならない。

(2) 訓練専用の救命いかだは、寸法、形状及び質量が船舶で実際に使用される救命いかだと同じでなければならない。ただし、色にあつてはこの限りでない。また、訓練専用の救命いかだは「training aid – not for use in emergency」と目立つように標示されたものとしなければならない。

(3) 操練では、必要なすべてのラッシング及びもやい綱の操作方法、並びに、訓練用救命いかだのダビットへの取り付け、ダビットの旋回及び救命いかだの降下に関して、乗組員が熟知できるようにすることに注意が払われなければならない。

~~-56. 救助艇及び救助艇を兼ねる救命艇は、出来る限り、一月に 1 回、担当者が乗船し、操船しなければならない。いずれのまた、いかなる場合であっても、少なくとも 3 ヶ月に 1 回操練、海上漂流者回収の操練の中で当該操船を行わなければならない。~~

~~-67. 救助艇を兼ねる救命艇を除き、~~救命艇は、SOLAS 条約 III 章第 19 規則 ~~3.2.33.4.3~~ に適合しなければならない。

~~-78. 自由降下式救命艇は、SOLAS 条約 III 章第 19 規則 ~~3.2.43.4.4~~ に適合しなければならない。~~

18.2.15 を 18.2.16 に改め、18.2.15 として次の 1 条を加える。

18.2.15 閉囲区画への立入り及び救助の操練*

- 1. 閉囲区画への立入り又は救助について責任を有する乗組員は、少なくとも 2 ヶ月に 1 回、船舶にて実施される閉囲区画への立入り及び救助の操練に参加しなければならない。予定された時間に全ての操練が実施されない場合、公用航海日誌又は掘削記録に状況及び実施された操練の内容を記入しなければならない。
- 2. 閉囲区画への立入り及び救助の操練は、IMO の勧告に示される指針を適切に考慮して安全な方法で計画及び実施されなければならない。

18.2.16 船上訓練及び教育

- 1. すべての乗組員は、IMO の勧告に従って、訓練を受けなければならない。
- 2. すべての乗組員は、IMO の勧告に従って、人員の安全及び非常時の対応に関する訓練を受けなければならない。

18.2.17 として次の 1 条を加える。

18.2.17 危険場所

- 1. 持運び式又は移動式の電気機器及び火花を発する機器は、次のいずれにも該当しない場合、13.1.3 に規定される 0 種危険場所、1 種危険場所及び 2 種危険場所に持ち込み又は放置してはならない。
 - (1) 当該機器が、当該危険場所での使用に適していると認定されていること。
 - (2) 当該危険場所が、可燃性蒸気が着火する濃度に達しない場所であって、かつ、可燃性蒸気が導かれないように適切な管理が行われていること。
- 2. 危険場所での使用に適していると認定された電気機器の修理、保守及び開放点検は、適切な資格を有する人員によって、適切な国際規格に従って実施されなければならない。

18.3 を次のように改める。

18.3 記録

18.3.1 公用航海日誌及び掘削記録

- ✚ 次の(1)及び(2)の記録を含む公用航海日誌又は掘削記録を船上に備えなければならない。なお、公用航海日誌及び掘削記録は、主管庁が認める形式としなければならない。
 - (1) 救命設備の検査点検 (2009 MODU コードの 10.18.8 参照)
 - (2) 操練及び訓練 (18.2.11-1.(2), 18.2.14 及び 18.2.15 参照)

18.3.2 その他の記録

公用航海日誌又は掘削記録に含まれていない場合、以下の事項に関する資料を主管庁が認める期間保持しなければならない。

- (1) 定期的検査等の検査記録書
- (2) 9.6.3 に規定する点検設備に関する検査及び保守の記録
- (3) B 編 12.5.2-5.(3)(b)ii)に規定する軽荷重量の変更記録
- (4) 10.3.3-1.に規定するアンカー等の変更及び試験記録

- (5) ~~R 編 14.2.215.2.16-4.~~に規定する~~消防員装具の~~消防設備に関する保守整備，~~検査，点検及び試験記録~~
- (6) 安全設備規則 3 編 2.14 に規定する救命設備に関する保守記録
- (7) 揚貨設備規則に規定するクレーンの検査
- (8) 9.4.1-2.に規定する揚貨装具等の定格荷重
- (9) 18.2.11-3.に~~基づく~~規定する非常配置表
- (10) 13.4 に規定する電気機器の一覧表
- (11) 危険場所に設けるすべての電気機器に対する 13.4 にいう国際規格に従った認定を維持するための保守及び修理

18.3.3 資料の写し

代替設計等が認められた場合，代替設計及び配置に関する資料の写しを船上に保持しなければならない。

附 則

1. この規則は，2020 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

P 編

海洋構造物等

要
領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 達 第 19 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2019 年 6 月 14 日 達 第 19 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

改正その 1

P18 作業に関する規定

P18.2 作業要件

P18.2.2 を次のように改める。

P18.2.2 通常時用のオペレーションマニュアル

-1. 規則 P 編 18.2.2-1.(10)に規定する復原性資料を補うものとして復原性計算機を備える場合には、復原性計算機は鋼船規則検査要領 U 編附属書 U1.2.2「復原性計算機に関する検査要領」の規定に適合すること。

-2. 規則 P 編 18.2.2-2.(13)に規定する自動船位保持設備に関する説明には、以下に掲げる事項を含むこと。また、(1)から(3)に掲げる事項についてはチェックリストを備えるとともに中間検査及び定期検査の検査項目及びその試験方法並びに不合格例及び補修方法等を記載したものを含めること。

- (1) 自動船位保持操作準備
- (2) 自動船位保持操作中における各機器・装置の監視
- (3) 異常荷重状態における操作
- (4) 損傷モード影響解析又はフォルトツリー解析に関する簡単な説明

~~また、(1)から(3)に掲げる事項に関するチェックリストを備えるとともに中間検査及び定期検査の検査項目及びその試験方法並びに不合格例及び補修方法等を記載したものを含めること。~~

附 則（改正その1）

1. この達は、2019年6月14日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

P1 通則

P1.2 定義

P1.2.35 として次の1条を加える。

P1.2.35 「H」級仕切り

規則 P 編 1.2.35 にいう「本会が適当と認める国家規格又は国際規格」とは、*BS EN 1363-2:1999 “Fire resistance tests Alternative and additional procedures”, ASTM E1529-14a “Standard Test Methods for Determining Effects of Large Hydrocarbon Pool Fires on Structural Members and Assemblies”*又は*ISO 20902-1 “Fire test procedures for divisional elements that are typically used in oil, gas and petrochemical industries – Part 1: General requirements”*をいう。

P14 防火構造及び脱出設備

P14.2 海底資源掘削船

P14.2.2 を次のように改める。

P14.2.2 防火構造

-1. **規則 P 編 14.2.2-8.**にいう「重要な機器及び設備」とは、海洋資源掘削船及びすべての乗員の安全のために必要不可欠な設備をいい、例えば消火ポンプ、非常電源装置、自動船位保持設備、暴噴防止装置の遠隔制御装置、及び突発的な欠陥があった場合に、危険な状態を引き起こす恐れのある、その他の操作及び安全設備をさす。ただし、掘削用甲板に設置される区画（掘削機器操作室等）に対しては**規則 P 編 14.2.2-8.(1)**の規定を適用する必要はない。

-2. **規則 P 編 14.2.2-8.(1)**にいう「本会が適当と認める国家規格又は国際規格」とは、*ISO 13072:2015* 又は *API RP 2 FB* を参照すること。

-3. **規則 P 編 14.2.2-8.(11)**にいう「発熱量」については、**R5.3.2** を参照すること。

P18 作業に関する規定

P18.1 として次の 1 節を加える。

P18.1 オペレーションマニュアル

P18.1.1 一般

規則 P 編 18.1.1-8.にいう「IMO の勧告」については、IMO の“Revised Recommendations for Entering Enclosed Spaces aboard Ships”（IMO 決議 A.1050(27)）を参照すること。

P18.2 を次のように改める。

P18.2 作業要件

P18.2.2 通常時用のオペレーションマニュアル

規則 P 編 18.2.2-2.(13)に規定する自動船位保持設備に関する説明には、以下に掲げる事項を含むこと。

（(1)から(4)は省略）

また、(1)から(3)に掲げる事項に関するチェックリストを備えるとともに中間検査及び定期検査の検査項目及びその試験方法並びに不合格例及び補修方法等を記載したものを含めること。

P18.2.14 操練

-1. 規則 P 編 18.2.14-2.にいう「IMO の勧告」については、IMO の“Recommendations for the Training and Certification of Personnel on Mobile Offshore Units (MOUs)”（IMO 決議 A.1079(28)）を参照すること。

-2. 規則 P 編 18.2.14-4.(3)にいう「本会が適当と認めるガイドライン」とは、IMO の“~~GUIDELINES ON ALTERNATIVE METHODS FOR LIFEBOAT DRILLS ON MODUs~~Guidelines on Alternative Methods for Lifeboat Drills on MODUs”（MSC.1/Circ.1486）をいう。

-3. 規則 P 編 18.2.14-7.の適用上、IMO の“Guidelines on Alternative Methods for Lifeboat Drills on MODUs”（MSC.1/Circ.1486）を参照すること。

P18.2.15 閉囲区画への立入り及び救助の操練

規則 P 編 18.2.15-2.の適用上、IMO の“Revised Recommendations for Entering Enclosed Spaces aboard Ships”（IMO 決議 A.1050(27)）を参照すること。

P18.2.16 船上訓練及び教育

規則 P 編 18.2.16 の適用上、IMO の“Recommendations for the Training and Certification of Personnel on Mobile Offshore Units (MOUs)”（IMO 決議 A.1079(28)）を参照すること。

P18.3 として次の 1 節を加える。

P18.3 記録

P18.3.1 公用航海日誌及び掘削記録

規則 P 編 18.3.1 にいう「掘削記録」については、国際掘削業者協会の“Daily Drilling Report”を参照すること。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2020 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。